

○雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱

令和元年10月9日

告示第44号

(趣旨)

第1条 市は、雲仙市総合計画に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住して就職し、又は創業した者に対し、予算の範囲内において雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、その交付については、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）及び移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号。以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この告示において定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、申請者が、当該申請者を含む2人以上の世帯員を有する世帯（以下「世帯」という。）に所属する場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。

(対象要件)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者は、第1号に規定する要件を満たす者のうち、第2号又は第3号に規定する要件を満たすものとする。ただし、申請者が世帯に所属する場合においては、これらの要件に加えて、第4号に規定する要件を満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 住民票を市へ異動する直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を市へ異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月26日以後に、市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内の期間内にあること。

(ウ) 移住支援金の申請の日から5年以上継続して市に居住する意思を有してい

ること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 補助対象者及びその世帯員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。

(イ) 日本国籍を有する者（以下「日本人」という。）又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) (ア) 及び (イ) に定めるもののほか、市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 移住支援事業を実施する長崎県が、自ら開設し、及び運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に、移住支援金の対象として掲載している求人に基づく就業先であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

カ 就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 創業に関する要件 長崎県が県実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けた日から1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月26日以後に市に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも移住支援金の申請時において転入後3月以上1年以内の期間内にあること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条

ただし書の規定により省略するものとし、同条第4号に規定する書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 本人確認書類

(2) 戸籍の附票（世帯の申請の場合は、世帯員全員分とし、申請日から連続する過去5年間に本籍地を変更した場合は、その変更した全ての戸籍の附票とする。）

(3) 住民票の謄本

(4) 世帯の申請の場合は、世帯主がわかる移住元の住民票の除票（申請者を含む世帯員全員分）

(5) 就職の場合は、前条第2号に定める就業先の就業証明書（様式第2号）

(6) 創業の場合は、創業支援金の交付決定通知の写し

(7) 雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の未納がない証明書（転入直後で雲仙市税の課税がない申請者にあつては、前住所地の市区町村税（国保税を含む。以下同じ。）の未納がないことを証する書類）

2 前項の交付申請書は、規則第18条の規定により、規則第3条に規定する様式の特例として定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付に係る調査承諾書（様式第3号）を添付して申請した場合には、同項第7号に規定する雲仙市税の未納がない証明書の添付は、省略できるものとする。

（補助金の交付制限）

第5条 申請者及びその世帯員に雲仙市税の未納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

（交付決定）

第6条 市長は、第4条第1項の申請があつた場合において、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付の決定をし、速やかに雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2 前項の交付決定通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（交付請求）

第7条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、規則第18条の規定により、規則第12条第1項に規定する様式の特例として定めるものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、移住支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還）

第9条 第7条第1項の規定による請求により移住支援金の交付を受けた者は、次に掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める額を市に返還しなければならない。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合

は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 交付を受けた移住支援金の全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間内に、市から転出した場合 交付を受けた移住支援金の半額

2 市長は、前項の規定により移住支援金の返還を命ずるときは、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

（債権の回収の特例）

第10条 市長は、前条第1号イ及び第2号に該当する者のうち、長崎県内の他の市町で県実施要領による事業を実施している市町（以下「事業実施市町」という。）へ転出した者に対し、前条第1項の規定による移住支援金の返還を命ずるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する返還すべき額の4分の3に相当する額の返還を求めないものとする。ただし、事業実施市町以外の市町又は長崎県外の市町村に転出した場合は、この限りでない。

（個人情報の取り扱い）

第11条 市長は、移住支援金の交付に際して得た個人情報について、移住支援金の交付以外のために利用してはならない。ただし、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合であつて、雲仙市個人情報保護条例（平成17年雲仙市条例第10号）その他関係法令等の規定に基づき適切に利用する場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付申請書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者

〒

住所

フリガナ
氏名

㊟

電話番号

E-mail

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、以下のとおり申請します。

記

1. 確認事項(該当するアルファベットに「○」を付けてください。)

要綱第10条(返還請求)に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
要綱第11条(個人情報の取り扱い)に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

2. 補助金の内容(該当する欄に「○」を付けてください。)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
補助金の種類	就業	起業		

3. 転出元の住所

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	

※5年以上前までの住所について空白期間がないよう記入してください。

4. 東京23区への在勤履歴(東京23区に勤務している方のみ)

期間	就業先名称	就業地住所
年 月 日 ～ 年 月 日		
年 月 日 ～ 年 月 日		

※5年以上の在勤履歴について空白期間がないよう記入してください。

(裏面)

3. 転出元の住所 (表面の欄が足りない場合に使用してください。)

期間	住所
～ 年 月 日 年 月 日	
～ 年 月 日 年 月 日	
～ 年 月 日 年 月 日	
～ 年 月 日 年 月 日	
～ 年 月 日 年 月 日	
～ 年 月 日 年 月 日	

※5年以上前までの住所について空白期間がないよう記入してください。

4. 東京23区への在勤履歴 (東京23区に勤務している方のみ)

(表面の欄が足りない場合に使用してください。)

期間	就業先名称	就業地住所
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		
～ 年 月 日 年 月 日		

※5年以上の在勤履歴について空白期間がないよう記入してください。

様式第2号（第4条関係）

就業証明書

年 月 日

雲仙市長 様

事業者

〒

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

※ 長崎県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県又は雲仙市の求めに応じて、同県又は同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第4条関係）

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付に係る調査承諾書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住所
氏名

㊟

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金の交付に係る審査等のため、下記のとおり、私及び私と世帯を同じくする者に係る住民基本台帳、市税の納付状況、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関し、市長が関係部署及び関係機関に照会し、調査されることを承諾します。

記

No	世帯主及び世帯員の氏名	生 年 月 日	年齢	申請者との続柄	市確認欄 (記入しないで下さい。)		
					住民台帳	市税滞納	その他
1		年 月 日	歳		有・無	有・無	
2		年 月 日	歳		有・無	有・無	
3		年 月 日	歳		有・無	有・無	
4		年 月 日	歳		有・無	有・無	
5		年 月 日	歳		有・無	有・無	
6		年 月 日	歳		有・無	有・無	
7		年 月 日	歳		有・無	有・無	
8		年 月 日	歳		有・無	有・無	
9		年 月 日	歳		有・無	有・無	
10		年 月 日	歳		有・無	有・無	

〔注1〕必ず、同一世帯の者全員を記入すること。未記入者がいる場合は、書類の不備とみなします。

〔注2〕市税とは、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税のことをいいます。

様式第4号(第6条関係)

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

雲仙市長

印

年 月 日付で申請がありました雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金の交付については、下記のとおり決定しましたので、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

様式第5号（第7条関係）

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付請求書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

年 月 日付、第 号で交付決定があった雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金について、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求額

円

2. 振込先（申請者名義の振込先をご記入ください。）

金融機関名	銀行 農協 金庫	本店・支店 本所・支所	
口座種別	1 普通（総合）	2 当座	3 その他
口座番号			右詰めでご記入ください。
口座名義人	(フリガナ)		

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

雲仙市長 印

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定した雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金について、既に交付した支援金を下記のとおり返還されるよう雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱第9条の規定により命じます。

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第9条関係)